

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市銅町一丁目一六九番地、最後の住所山形県山形市千歳一丁目六番地、被相続人 亡 峯田 恒夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

山形県山形市七日町一―二―三六 C R O S S 七日町二〇六号室 法律事務所 灯

相続財産清算人 弁護士 平野 敬祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市小名浜岡小名字台ノ下九番地八、最後の住所福島県いわき市小名浜字定西一七四番地 被相続人 亡 上野 一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

二〇二六年九月十六日

福島県いわき市中央台飯野四丁目二番地の四いわきニュータウンセンタービル二階 G 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 毛利 弘道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市星が丘一丁目二〇一三番地、最後の住所栃木県宇都宮市中戸祭一丁目五番二九号メゾン・イワカミ B 一〇二

被相続人 亡 永岡 正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

事務所栃木県宇都宮市大通り二―三―一井門宇都宮ビル三階 弁護士法人はるか栃木支部 栃木県宇都宮法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮尾 俊輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市上野台二九三五番地四、最後の住所埼玉県熊谷市西別府一八二六番地二 被相続人 亡 山口 正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十八日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

埼玉県熊谷市榎町二九〇番地 相続財産清算人 弁護士 松本 洋之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市江田島町小用一丁目七八二〇番地二、最後の住所埼玉県北本市朝日二丁目二三八番地ワコーレ R G 北本 G 一六〇六 被相続人 亡 濱根 澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

埼玉県さいたま市中央区大戸一丁目三番六号中浦和法律事務所 相続財産清算人 弁護士 平本沙乙里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八千代市大和田二八四番地一六、最後の住所千葉県八千代市大和田二八四番地の一六 被相続人 亡 服部 宗夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

事務所千葉県中央区中央四丁目一七番四号 袖ヶ浦ビル六階 佐野総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市若葉区大宮町九八三番地、最後の住所千葉県千葉市若葉区大宮町三〇二四番地 被相続人 亡 市原 正道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

事務所千葉県中央区本千葉町一番一〇日土地千葉中央ビル九階 県民合同法律会計事務所 相続財産清算人 弁護士 飯田 貴大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区院内二丁目二〇番地、最後の住所千葉県中央区椿森五丁目二番八号 被相続人 亡 大多和國昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

事務所千葉県中央区中央三丁目五番一〇号千葉中央トーセイビル九階 藤井・滝沢綜合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 笠原 菜摘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東金町四丁目四〇番、最後の住所東京都葛飾区東金町四丁目四〇番八号 被相続人 亡 蓮田 登美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十七日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

東京都千代田区四番町六番一〇号エルフェ四番町三〇一区 新都総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 板橋 喜彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡楢葉町大字大谷字堤下一五番地、最後の住所東京都練馬区桜台五丁目一七番一七号グレースメイト練馬桜台 被相続人 亡 井上 宮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

事務所東京都千代田区神田須田町一丁目一〇番四二号エスベランサ神田須田町四 B 弁護士法人マエストロ東京事務所 相続財産清算人 弁護士 松井 章義

第23期決算公告 令和8年8月24日

東京都千代田区大手町二丁目6-4 TOKYO TORCH常盤橋タワー27階 ハーバート・スミス・マネージメント・サービス株式会社 代表取締役 アンドリュー・ジョン・ブレイコー

貸借対照表の要旨(令和8年4月30日現在)		金額(千円)	
科 目		金 額(千円)	
資産部	流動資産	16,924,492	
	固定資産	798,119	
資産合計		17,722,611	
負債純資産及び部	流動負債	16,533,172	
	固定負債	1,189,439	
負債合計		17,722,611	
純資産及び部		10,000	
利益剰余金		1,179,439	
その他利益剰余金		1,179,439	
(うち当期純利益)		(82,949)	
負債・純資産合計		17,722,611	

第38期決算公告 令和8年9月16日

青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎 1157番地 大泉建設株式会社 代表取締役 小泉 國雄

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)		金額(千円)	
科 目		金 額(千円)	
資産部	流動資産	2,126,681	
	固定資産	608,177	
資産合計		2,738,450	
負債純資産及び部	流動負債	2,002,323	
	固定負債	23,500	
負債合計		2,025,823	
純資産及び部		712,627	
利益剰余金		40,000	
その他利益剰余金		672,627	
(うち当期純利益)		40,000	
負債・純資産合計		2,738,450	

第16期決算公告 令和8年6月30日

茨城県神栖市南浜3番地226 株式会社ウィンド・パワー・エナジー 代表取締役 アルベルト・ジュワヌラ・フレシエス

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)		金額(千円)	
科 目		金 額(千円)	
資産部	流動資産	63,019	
	固定資産	8,248,981	
資産合計		8,312,000	
負債純資産及び部	流動負債	1,323,742	
	固定負債	6,374,750	
負債合計		7,698,492	
純資産及び部		613,508	
利益剰余金		471,168	
その他利益剰余金		261,168	
(うち当期純利益)		261,168	
負債・純資産合計		8,312,000	